

平成30年9月から平成31年3月までの保育料について

保育料の算定方法は以下のとおりですので、御確認くださいませようお願いします。

保育料の算定方法

(1) 父母の平成30年度（平成29年分）市町村民税所得割額の合計額

平成29年1月から12月までの収入や控除等によって決定される平成30年度市町村民税所得割額（父母の合算額）を別表「保育料金額表」（以下「階層表」といいます。）に当てはめます。

※父母の収入が一定の基準以下である場合は、同居する祖父母等（家計の主宰者）の市町村民税額を合算する場合があります。

(2) 入所している児童の年齢

保育料は年度の初日の前日における満年齢（誕生日の前日に満年齢に達します。）によって決定されますので、年度途中で3歳になった場合でも、その年度内は「3歳未満児」の保育料となります。（下表参照）

【平成30年4月～平成31年3月の年齢表】

年齢	生年月日	年齢区分
5歳児	平成24年4月2日生～平成25年4月1日生	3歳以上児
4歳児	平成25年4月2日生～平成26年4月1日生	
3歳児	平成26年4月2日生～平成27年4月1日生	
2歳児	平成27年4月2日生～平成28年4月1日生	3歳未満児
1歳児	平成28年4月2日生～平成29年4月1日生	
0歳児	平成29年4月2日生～	

(3) 入所している児童の人数及び生まれ順

- ① 同一世帯に保育所等に入所している就学前児童が2人以上いる場合は、2人目は階層表の下段の金額、3人目以降は無料となります。
- ② ①にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が2人目の場合は階層表の下段の金額、3人目以降の場合は無料となります。
- ③ ①、②にかかわらず、母子世帯、父子世帯及び在宅障がい者（児）のいる世帯で、かつ、市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が1人目の場合は階層表の中段の金額、2人目以降は無料となります。
- ④ ①～③にかかわらず、市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯で、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が3歳未満児かつ2人目以降の場合は無料となります。
- ⑤ ①～④にかかわらず、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が3人目以降の場合は無料となります。

(4) 保育必要量

支給認定証又は支給認定通知書に記載されている「保育必要量（保育標準時間又は保育短時間）」の区分に応じた保育料となります。保育短時間の保育料は、階層に応じて、保育標準時間の保育料より0円～1,300円減額されています。

裏面も御覧ください

市の保育料独自軽減

①3歳未満児の第2子無料化（所得制限あり）

市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯（B2からD6階層の世帯）で、保育所等に入所している児童と生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合、入所児童が3歳未満児かつ2人目以降の場合は保育料が無料となります。

②第3子以降の児童の保育料完全無料化（平成30年9月から）

市町村民税の所得割額にかかわらず、保育所等に入所している児童と生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合、入所児童が3人目以降の場合は保育料が無料となります。

保育料算定方法についてのお知らせ

①年少扶養等控除のみなし適用廃止について

本市では16歳未満の扶養家族が3人以上いる世帯などに年少扶養等控除のみなし適用し、市町村民税額の再算定を行ってきましたが、平成30年9月以降の保育料算定からのみなし適用を廃止することになりました。

②寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻歴があるひとり親世帯は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されますが、婚姻歴がないひとり親世帯は寡婦（夫）控除が適用されないため、同じひとり親世帯であっても、所得税や市町村民税の税額に差が生じ、市町村民税額に基づき決定する保育料についても差が生じる場合があります。

平成30年9月から、国の制度改正により婚姻歴がないひとり親世帯についても、寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして保育料算定を行うことになりました。なお、本市においては、従前より寡婦（夫）控除のみなし適用し保育料を算定しており、本改正後も引き続きのみなし適用を行います。のみなし適用を受けるためには申請が必要ですので、該当する方はこども育成課までお問合せください。

※寡婦（夫）控除のみなし適用を行っても、階層が変わらず、保育料が減額とならない場合があります。

算定時期

9月…市町村民税額による保育料の変更

	平成30年4月～平成30年8月	平成30年9月～平成31年3月	平成31年4月～平成31年8月
市町村民税額	平成29年度 市町村民税額 (平成28年分の収入等)	平成30年度 市町村民税額 (平成29年分の収入等)	
年齢	平成30年4月1日の前日の満年齢		平成31年4月1日の前日の満年齢

4月…年齢区分による保育料の変更

平成30年度の保育料の算定などについて御不明な点は、下記までお問合せください。



【問合せ先】小樽市福祉部子育て支援室こども育成課保育係
TEL 32-4111 (内線)428・304

別表

保育料金額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0
B ₁	A階層を除き、母子世帯等で当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0
B ₂	A階層及びB ₁ 階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	3,200	3,100	2,200	2,100
		0	0	0	0
		0	0	0	0
C ₁	所得割非課税 （均等割課税）	11,200	11,000	8,400	8,200
		3,200	3,100	2,200	2,100
		0	0	4,200	4,100
C ₂	48,600円未満	14,500	14,200	11,800	11,500
		4,300	4,200	2,750	2,650
		0	0	5,900	5,750
D ₁	48,600円以上 56,000円未満	18,200	17,800	15,200	14,900
		5,450	5,350	3,350	3,250
		0	0	7,600	7,450
D ₂	56,000円以上 71,100円未満	23,500	23,100	20,000	19,600
		7,050	6,950	4,400	4,300
		0	0	10,000	9,800
D ₃	71,100円以上 97,000円未満	28,800	28,300	24,800	24,300
		8,600	8,500	5,500	5,400
		0	0	12,400	12,150
D ₄	97,000円以上 122,100円未満	35,600	34,900	29,000	28,500
		0	0	14,500	14,250
		0	0	0	0
D ₅	122,100円以上 146,100円未満	39,500	38,800	30,900	30,300
		0	0	15,450	15,150
		0	0	0	0
D ₆	146,100円以上 169,000円未満	43,500	42,700	32,800	32,200
		0	0	16,400	16,100
		0	0	0	0
D ₇	169,000円以上 207,500円未満	48,900	48,000	33,700	33,100
		24,450	24,000	16,850	16,550
		0	0	0	0
D ₈	207,500円以上 261,600円未満	54,100	53,100	34,600	34,000
		27,050	26,550	17,300	17,000
		0	0	0	0
D ₉	261,600円以上 301,000円未満	59,300	58,200	35,600	34,900
		29,650	29,100	17,800	17,450
		0	0	0	0
D ₁₀	301,000円以上 336,600円未満	64,800	63,600	37,100	36,400
		32,400	31,800	18,550	18,200
		0	0	0	0
D ₁₁	336,600円以上 374,100円未満	70,300	69,100	38,700	38,000
		35,150	34,550	19,350	19,000
		0	0	0	0
D ₁₂	374,100円以上	75,800	74,500	40,300	39,600
		37,900	37,250	20,150	19,800
		0	0	0	0

※認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する小学校就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合、これらの児童のうち入所児童が年齢の高い順から1人目であるときは上段の金額、2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料となります。（ただし、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料（ひとり親世帯等の場合は1人目は階層表の中段の金額、2人目以降は無料）となるほか、市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が3歳未満児かつ2人目以降の場合は無料となり、同一世帯に子どもが3人以上いる世帯は、世帯の収入や子どもの年齢に関わらず、同一世帯の中で第3子以降の子どもの保育料が無料となります。）

※この表における「所得割」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を差し引く前であり、また、婚姻歴がないひとり親世帯については、寡婦（夫）控除をみなし適用した後の所得割となります。